

平成30年度決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	1	社会福祉総務費	196

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	社会福祉総務
事業目的	市民生活の安定と地域福祉の推進を図ることを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉の向上を図るための諸活動に対して直接的・間接的に支援を行う。 ○福祉バスについて適正な管理及び運行を行う。 ○行旅死亡人について、法に基づき葬儀及び官報掲載等の手続きを行う。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉業務全般を行う職員の費用負担 旅費：35,540円、研修等にかかる負担金：実績なし ○戦没者遺族等への援護 戦没者追悼式の開催：500,480円、原爆被爆者検診旅費の助成：実績なし ○福祉基金の積立て及び運用 福祉基金積立金：2,016,067円、運用利息：6,733円（歳入） ○民生委員・児童委員と連携した地域福祉の実態把握業務の実施 福祉関係実態把握委託料：6,722,000円 ○福祉団体等の活動のために運行する福祉バスの管理等 運転業務委託料：11,266,840円、燃料費：384,222円、修繕料：663,279円 等 福祉団体等への貸切バス利用料の補助（H29.6.1～実施）：5件 311,000円 ○地域福祉の推進組織である犬山市社会福祉協議会へ運営費等補助：30,795,623円 （内訳）人件費5名分：29,795,623円、ボランティアセンター運営費：1,000,000円 ○更生保護を行う保護司会及び更生保護女性会、遺族連合会の活動支援 保護司会補助：525,000円、更生保護女性会補助：100,000円、遺族連合会補助：450,000円 ○救護者のいない旅行中の急病人や引取り者のいない死亡人に対する縁故者にかわる援助 行旅死亡人取扱等措置費：実績なし
事業の成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉バスについて平成30年11月に犬山市福祉バスの管理等に関する要綱を改正し、様式等の変更により利便性を向上させた。 平成29年度稼働率：66.2% → 平成30年度稼働率：73.8% ・平成29年6月1日から施行した福祉団体等貸切バス利用料補助金実績： 平成29年度 5件 308,000円 → 平成30年度 5件 311,000円

II：個別事業内訳

(単位：千円)

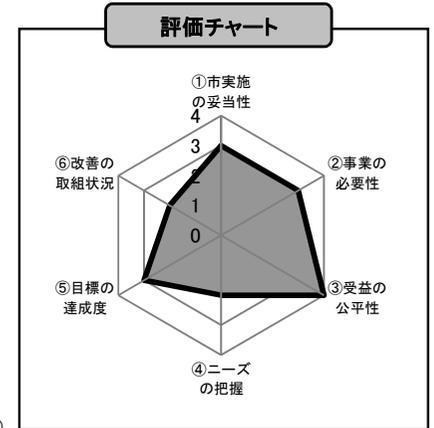
(総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	他市比較
社会福祉総務事務	580	53	527	91%	3	3	2
福祉基金積立金	2,017	2,017	0	0%	2	2	1
民生児童委員	6,748	0	6,748	100%	3	3	2
福祉バス管理	12,856	0	12,856	100%	3	3	3
社会福祉協議会	30,796	31	30,765	100%	2	2	2
地域福祉活動支援	1,100	0	1,100	100%	3	2	2
行旅病人死亡人援護	0	0	0	-	3	1	1
合計	54,097	2,101	51,996	96%	2	2	1

III：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費	H29決算	H30決算	R1予算	
		56,122	54,097	58,000
財源内訳	国庫支出金	296	47	564
	地方債	0	0	0
	その他	3,437	2,054	1,001
	一般財源	52,389	51,996	56,435
一般財源の割合	93%	96%	97%	



IV：事業の評価 (4段階評価、PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	3	行旅病人死亡人援護事業は「4」 行旅病人及行旅死亡人取扱法第2条により市に救護事務あり。 その他事業は「3」
②事業の必要性	3	民生児童委員、行旅病人死亡人援護事業は「4」 福祉バス事業、社会福祉協議会、地域福祉活動支援事業は「3」
③受益の公平性	4	民生委員の見守りについては不特定多数の市民が対象である。 福祉バスについても、市内の各団体に広く利用されている。
④ニーズの把握	2	福祉バスの大型車両導入の請願を受け、貸切バス利用への補助事業を平成29年6月から開始している。
⑤目標の達成度	3	各事業ともほぼ予定どおりに事業遂行できた。
⑥改善の取組状況	2	業務の見直し及び検討すべき点が多くあるものの、改善への取り組みが進んでいない。

V：業務の総点検 (PDCAサイクルのC-A)

平成30年度に見直しを実施した事項	利便性向上を目的とした犬山市福祉バスの管理等に関する要綱の改正を行った。
令和元年度に見直しを実施している事項	民生委員児童委員協議会への業務委託の内容等の適正化推進を実施する。 福祉バスの今後のあり方について検討を行う。
今後見直しを検討する事項	補助金ガイドラインに基づき、社会福祉協議会をはじめとする団体への補助事業について見直しを行う。 福祉バスの今後のあり方について検討を行う。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (平成30年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
福祉バスの老朽化及び福祉会館閉館に伴う定置場の消失に伴う今後の方針が定まっていない。 各種団体への補助金に見合った成果の検証がなされていない。	買替えを含めた福祉バスの運用及び活用方法を全庁的に検討する。 補助金等支出に対する効果測定（補助金ガイドラインによる）

平成30年度決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	2	障害者福祉費	200

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	障害者自立支援
事業目的	障害者総合支援法に基づく各種サービスの給付等を行うことにより、障害を持つ人が自立して地域や社会の中で生活していくための支援をすることを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業にかかる各種支援を行うとともに、障害者の地域支援施設に対する支援を行う。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○障害者支援の庶務及び組織運営 障害者計画推進委員会及び自立支援協議会の運営、認定審査会委員報酬 ○障害者総合支援法第77条に基づき地域の実情に応じて行う障害者支援事業(統合補助) 日常生活用具給付・移動支援等の地域生活支援事業にかかる扶助費等 ○障害者総合支援法に定められた障害者支援に対する給付(国1/2、県1/4) 生活介護給付、就労継続支援A・B型給付、障害児給付等 ○障害者支援に係る医療費給付(国1/2、県1/4) 自立支援医療費、療養介護医療費等 ○軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等の助成 障害者総合支援法に基づく補聴器支給制度の対象外となる軽度・中等度難聴児の補聴器購入等に係る費用を助成 ○H30年度新規で障害者相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置委託 複合化・複雑化した課題に対応するため、専門知識・技術をもつ複数の相談員で対応できる実施機関の設置
事業の成果・効果	国の基準で実施する障害福祉サービスや障害児通所支援事業及び自立支援医療事業を必要とする障害者に実施した。障害者等への周知によりサービスの認知が深まったことや、事業者の増加により利用者及び利用量が毎年増加している。更に、H30年4月に障害者基幹相談支援センターを設置し、障害者等の総合相談窓口となり関係機関への繋ぎや直接支援を行うことにより、市民にわかりやすいワンストップ相談が可能となった。また、市で実施する地域生活支援事業の日常生活用具の支給基準の見直しは実状に応じ毎年実施している。

II：個別事業内訳

(単位：千円)

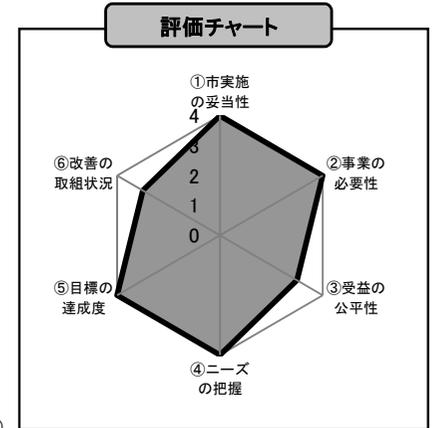
(総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	他市比較
障害者福祉事務	4,368	0	4,368	100%	3	3	3
障害者地域生活支援	45,442	17,493	27,949	62%	3	2	3
障害者自立支援給付	1,142,670	857,955	284,715	25%	3	4	4
障害者自立支援医療給付	30,266	18,761	11,505	38%	3	4	4
障害者支援(県制度)	5,615	2,807	2,808	50%	3	4	4
障害者基幹相談支援センター	19,749	19,749	0	0%	3	2	2
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,248,110	916,765	331,345	27%	3	3	3

III：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費	H29決算	H30決算	R1予算	
		1,177,258	1,248,110	1,319,245
財源内訳	国庫支出金	887,141	904,454	957,695
	地方債	0	0	0
	その他	0	12,311	12,157
	一般財源	290,117	331,345	349,393
一般財源の割合	25%	27%	26%	



IV：事業の評価 (4段階評価、PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づき市が実施しなければならない。
②事業の必要性	4	障害者の日常生活を支えるサービスであり、継続しなければならない事業である。
③受益の公平性	3	障害(身体・知的・精神)手帳所持者や自立支援医療利用者等が対象となる事業である。 H31.4.1現在 対象者延人数 4,869人
④ニーズの把握	4	6年ごと(最新平成28年)に全障害者手帳所持者を対象にアンケートを実施している。
⑤目標の達成度	4	障害者の転入出や本人の状況によりサービス利用は異なるが、必要なサービスの提供はできている。
⑥改善の取組状況	3	国の基準で実施する障害福祉サービスや障害児通所支援事業は、市の裁量の余地がないが、市で実施する地域生活支援事業は、随時見直しを実施している。

V：業務の総点検 (PDCAサイクルのC-A)

平成30年度に見直しを実施した事項	国の基準で実施する障害福祉サービスや障害児通所支援事業は、市の裁量の余地がない。 市で実施する地域生活支援事業の日常生活用具の支給基準の見直しを実施した。
令和元年度に見直しを実施している事項	随時、法改正の対応や、事業種類・内容・対象等を、他市町の状況比較も含め検討している。 市で実施する地域生活支援事業の日常生活用具の支給基準の見直しを実施した。 市で実施する地域生活支援事業の事業所実地指導を実施した。
今後見直しを検討する事項	事業種類・内容・対象・利用者負担額等を、総合的に他事業・手当との調整、他市町の状況比較も含め検討する。 市で実施する地域生活支援事業の事業所実地指導基準の見直しを検討する。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (平成30年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
度重なる法改正により、新設サービスの導入や報酬算定の見直しが頻回に実施されると共にサービス事業者も増加し、サービス請求の誤請求や不正請求が増加しており、請求に対する審査体制の強化が必要である。	サービス提供体制報告の徹底や、サービス提供実績に応じた請求内容の確認等、事業所の指導基準の見直し及び指導を行うと共に、新たな審査ソフトの導入も検討する。

平成30年度決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	2	障害者福祉費	203

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	障害者支援団体活動補助
事業目的	障害者団体の活動を支援し、自立の促進と活動の活性化に寄与することを目的とする。
事業内容	<p>●主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○犬山市身体障害者福祉協会が行う社会参加の促進と自立更生支援の活動(160千円) ○犬山市心身障害児(者)父母の会が行う各種相談事業、療育事業、文化活動等の実施(160千円) ○尾北精神障害者家族会犬山支部が行う研修会、文化活動を通して行う啓発活動(30千円)
事業の成果・効果	障害者団体活動の活発化により、障害者の社会参加の機会や活動の場づくりに繋がった。

II：個別事業内訳

(単位：千円)

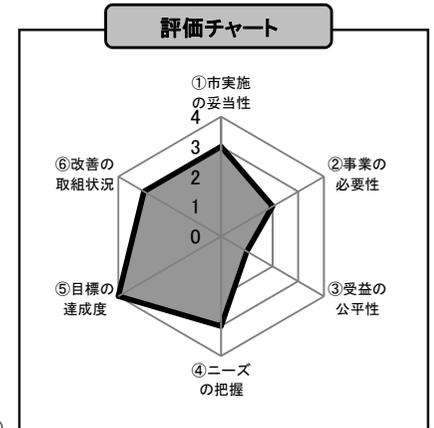
(総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	他市比較
障害者支援団体活動補助	350	0	350	100%	3	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	350	0	350	100%	3	4	4

III：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費	H29決算	H30決算	R1予算	
	350	350	350	
財源内訳	国庫支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	350	350	350
一般財源の割合	100%	100%	100%	



IV：事業の評価 (4段階評価、PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	3	他にはない活動団体であり、供給できるのは市のみである。
②事業の必要性	2	特定の団体活動であり、一時的に停止することもやむを得ない。
③受益の公平性	1	障害種別毎の団体であり、他にない。
④ニーズの把握	3	随時、団体と意見交換をしている。
⑤目標の達成度	4	団体活動の支援ができた。
⑥改善の取組状況	3	会員が減少傾向であり運営費補助金がなければ活動が縮小される恐れがあり団体の存続も危ぶまれるため、各団体と次世代育成について共に検討している。

V：業務の総点検 (PDCAサイクルのC→A)

平成30年度に見直しを実施した事項	団体の現状を聴き取りし助成額について検討したが、会員が減少傾向であり運営費補助金がなければ活動が縮小される恐れがあり団体の存続も危ぶまれるため現状維持とした。
令和元年度に見直しを実施している事項	各団体と次世代育成について共に検討し、新たな試みなどを実施し会員増に努めている。
今後見直しを検討する事項	各団体と次世代育成について、今後も共に検討していく。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (平成30年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
社会的弱者である障害者の声を地域社会へ発信するため団体は必要であるが、会員の高齢化により団体存続が危ぶまれるため後継者育成が課題である。	各団体と次世代育成について、今後も共に検討していく。

平成30年度決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	2	障害者福祉費	200~205

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	障害者給付
事業目的	障害者(児)ゆえの精神的、物質的な負担の軽減の一助として手当等を支給することにより、障害者(児)の生活の安定を図ることを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 障害者総合支援法に定められた障害福祉サービス、地域生活支援事業以外の給付、サービスに対する支援を行う。 ●主な事業内容 ○特別障害者手当、障害児福祉手当等の給付 特別障害者手当等給付費(国3/4、県加算分は10/10) ○障害者手帳受給者に対して市単独の障害者扶助料を給付 重度2,600円/月 中度2,300円/月 軽度1,300円/月 ○障害者タクシー利用料の助成 重度の障害者48枚/年のタクシー利用券を交付 ○理美容院からの出張訪問による理美容料金の助成 重度の障害者に6枚/年の理美容利用券を交付
事業の成果・効果	特別障害者手当、障害児福祉手当、障害者扶助料などの給付及び障害者タクシー利用料の助成や理美容院からの出張訪問による理美容料金の助成により障害者(児)の生活の安定を図ることができた。

II：個別事業内訳

(単位：千円)

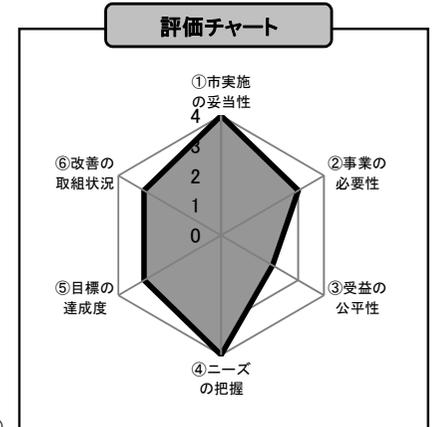
(総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	他市比較
福祉手当給付	26,847	20,929	5,918	22%	4	3	4
福祉手当給付(市制度)	96,313	0	96,313	100%	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	123,160	20,929	102,231	83%	3	3	3

III：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費	H29決算	H30決算	R1予算	
		122,540	123,160	129,815
財源内訳	国庫支出金	19,926	20,929	23,501
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	16,652
	一般財源	102,614	102,231	89,662
一般財源の割合	84%	83%	69%	



IV：事業の評価 (4段階評価、PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)に基づく福祉手当は、法の定めにより市が支給しなければならない。
②事業の必要性	3	国庫制度は必須だが、市単独制度については障害者の日常生活に影響はあるが、非常時には縮小もやむを得ない。
③受益の公平性	2	全障害(身体・知的・精神)手帳所持者が対象となる事業である。 H31.4.1現在 対象者 3,625人
④ニーズの把握	4	6年ごと(最新平成28年)に全障害者手帳所持者を対象にアンケートを実施している。
⑤目標の達成度	3	障害者の転入出や本人の状況によりサービス利用は異なるが、必要なサービスの提供はできている。
⑥改善の取組状況	3	法の規定に基づき支給する手当は市に裁量の余地はないが、市で支給する障害者扶助料については現状分析をしている。

V：業務の総点検 (PDCAサイクルのC-A)

平成30年度に見直しを実施した事項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)に基づく障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)に基づく福祉手当は、法の規定に基づき市に裁量の余地がない。
令和元年度に見直しを実施している事項	障害者扶助料の支給対象者について、近年の動向や現状の分析をしている。
今後見直しを検討する事項	障害者扶助料の支給範囲、支給金額等

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (平成30年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
障害福祉サービスの充実による扶助費の増加に伴い不足する予算を、障害福祉費全体から検討すると障害者扶助料の見直しが必要である。	障害者扶助料の支給対象者について他市町の状況比較も含め、サービス事業と合わせ検討する。

平成30年度決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	5	福祉会館運営費	212

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	福祉会館
事業目的	福祉会館の運営及び管理を適正に行うことにより、市民の生活相談、市民の文化教養の向上及び福祉の推進に関する事業及び会議室の供与といった福祉会館設置の目的を果たす。
事業内容	<p>●全体計画 市民の文化教養の向上及び福祉の推進を図るための施設であり、地域福祉を担う社会福祉協議会の活動拠点でもある福祉会館の管理運営を行う。(長寿館及び中央児童館を併設) なお、施設の老朽化により、平成31年度末で閉館する方針が決定していることから大規模改修はせず、最低限の機能を保持するための維持管理を行う。 また、平成29年度より、FF(福祉会館・フロイデ)プロジェクト会議を適宜開催し、福祉会館閉館後の各利用団体について、国際観光センター「フロイデ」を中心に市内各施設の有効活用も含めた活動場所の確保及びマッチングを行うなど利用者のニーズを踏まえた検討を行っている。</p> <p>●主な事業内容 ○福祉会館の運営管理及び維持管理 ・光熱水費 7,738,462円 ・暖房用燃料費 1,988,596円 ・総合設備管理委託 9,584,856円 ・受付業務委託 6,400,240円 ・修繕料 116,424円 等</p> <p>○市民等への会議室の貸館事業 平成30年度実績：会議室利用の約81%が減免利用、延べ利用人数は、72,304人 平成29年度実績：会議室利用の約86%が減免利用、延べ利用人数は、65,253人 平成28年度実績：会議室利用の約87%が減免利用、延べ利用人数は、68,099人</p>
事業の成果・効果	福祉会館の機能を損なわない程度の維持管理を実施した。 福祉会館閉館及び機能移転について、プロジェクト会議等を通じて各部局との連携がとれた。

II：個別事業内訳

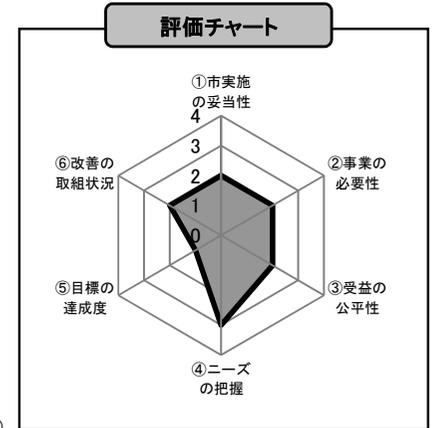
(単位：千円)

(総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	他市比較
福祉会館管理	26,583	3,450	23,133	87%	3	2	1
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	26,583	3,450	23,133	87%	3	2	1

III：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費	H29決算	H30決算	R1予算	
		27,107	26,583	32,378
財源内訳	国庫支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	3,202	3,450	3,295
	一般財源	23,905	23,133	29,083
一般財源の割合	88%	87%	90%	



IV：事業の評価 (4段階評価、PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	2	市内の他地域と比較しても周辺には貸館機能を有する公共施設が多数あるため、高額な維持費を投入して福祉会館を存続させる意義は小さい。
②事業の必要性	2	維持管理費だけでも年間約3,000万円のコストがかかっている。施設の老朽化も進んでおり、これ以上の経費を投入する必要性はないと考える。
③受益の公平性	2	特定の団体が減免を受けて利用するケースがほとんどであり、応分の負担を求めているのが現状である。
④ニーズの把握	3	平成31年度末の閉館に向け、昨年度に市民団体等へのアンケートを実施した。
⑤目標の達成度	1	平成31年度末での閉館が決定しているため、既存の目標はすべて白紙となっている。
⑥改善の取組状況	2	プロジェクトに則り閉館までの作業を進め、維持管理費は最低限必要な分に留める。

V：業務の総点検 (PDCAサイクルのC-A)

平成30年度に見直しを実施した事項	平成31年度末の閉館に向けたスケジュール及び作業計画を策定した。社会福祉協議会とフロイデ移転に向けた方針を決定した。
令和元年度に見直しを実施している事項	平成31年度末の閉館は決定事項であり、見直しはあり得ない。
今後見直しを検討する事項	平成31年度末の閉館は決定事項であり、見直しはあり得ない。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (平成30年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
空調機及びボイラー等設備の不具合が頻発しており、最低限の機能維持のためにどこまで修繕等を行うのか、使用不能になった場合どうするのかの検討が必要である。	市として閉館が決まった施設にどこまで経費を投入し、いつまで利用するかは、福祉課だけでなくプロジェクト会議等で決定していく必要がある。

平成30年度決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	9	心身障害者福祉施設運営費	216~219

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	心身障害者福祉施設
事業目的	障害者等の各種相談に応じ、自立の促進、生活の質の向上等を図るため、地域活動支援センター事業を行う。 また、心身障害者更生施設において、重度の知的及び肢体障害が重複する障害児者の療育及び日常生活指導等の支援を行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 障害児者の自立支援と重度の障害児者の支援を行う。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○地域活動支援センター「ふれんど」の施設管理 地域活動支援センター事業委託料 ※犬山市身体障害者福祉協会に委託し、利用者の自立促進、生活の質の向上等を図ることができるような必要なサービス(創作活動、社会適応訓練、機能訓練、レクリエーション等)を提供する。 ○心身障害者更生施設「いぶぎ」の運営管理 心身障害者更生施設運営管理委託 ※まみずの里に委託し、心身の機能の維持向上のため以下を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ①運動機能及び日常生活動作の向上に必要な指導 ②集団参加の楽しみと自覚を促進する作業及び生活指導 ③家庭での療育、保護者の悩み事等の相談並びに必要な助言及び指導 ④知的障害者地域交流事業
事業の成果・効果	障害者等の各種相談に応じるとともに、組み紐や革細工等の活動により機能訓練や社会参加活動の提供を行った。また、心身障害者更生施設において、重度の知的及び肢体障害が重複する障害児者の療育及び日常生活指導等の支援を実施した。

II：個別事業内訳

(単位：千円)

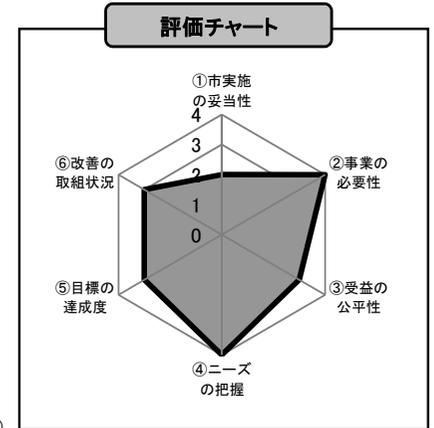
(総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	他市比較
地域活動支援センター管理	14,124	1,748	12,376	88%	3	4	3
心身障害者福祉施設管理	20,195	0	20,195	100%	3	4	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	34,319	1,748	32,571	95%	3	4	3

III：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費	H29決算	H30決算	R1予算	
		31,580	34,319	32,398
財源内訳	国庫支出金	2,483	1,600	2,514
	地方債	0	0	0
	その他	0	148	149
	一般財源	29,097	32,571	29,735
一般財源の割合	92%	95%	92%	



IV：事業の評価 (4段階評価、PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	2	民間での実施の可能性があるが、現状では採算性が低く実施する企業を見込めない。
②事業の必要性	4	重度障害者等の日中活動の場は必要である。
③受益の公平性	3	障害(身体・知的・精神)手帳所持者や自立支援医療利用者等が対象となる事業である。 H31.4.1現在 対象者延人数 4,869人
④ニーズの把握	4	6年ごと(最新平成28年)に全障害者手帳所持者及び一般市民1000人を対象にアンケートを実施。
⑤目標の達成度	3	障害者の転入出や本人の状況によりサービス利用は異なるが、必要なサービスの提供はできている。
⑥改善の取組状況	3	活動の現状や利用状況を把握するとともに施設管理者と運営方法等について協議し課題解決にあたっている。

V：業務の総点検 (PDCAサイクルのC-A)

平成30年度に見直しを実施した事項	活動の現状や利用状況を把握するとともに施設管理者と運営方法等について協議し課題解決にあたっている。
令和元年度に見直しを実施している事項	活動の現状や利用状況を把握するとともに施設管理者と運営方法等について協議し課題解決にあたっている。
今後見直しを検討する事項	市単独事業である心身障害者更生施設の設置についての見直し

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (平成30年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
心身障害者更生施設の設置のあり方	市単独事業で設置している施設を、障害福祉サービス施設に位置付けるよう、当事者団体・事業所等と共に検討する。

平成30年度決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	3	1	生活保護総務費	234

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	生活保護総務
事業目的	生活困窮者に対する相談支援及び生活保護等を適正に実施することを目的として実施する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 生活困窮者自立支援事業及び生活保護等業務を適正に実施するための事務等を行う。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者支援及び生活保護等の実務を行う職員の費用負担 <ul style="list-style-type: none"> ・旅費 29,440円 ・B型肝炎予防接種委託料 59,238円 ○生活保護等の適正実施のための総括的事務等 <ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医・中国残留邦人支援相談員への報償費 1,169,540円 ・調査等に係る通信運搬費 429,233円 ・医療扶助適正化のためのレセプト点検及び分析委託料 644,760円 ・レセプト管理システムクラウドサービス利用料 518,400円 ・生活保護システム運用委託料 1,377,000円 ・法改正等に伴う生活保護システム改修委託料 2,397,600円 国庫補助 1/2 ○生活困窮者自立支援法の必須事業の実施（相談支援、住居確保給付金） <ul style="list-style-type: none"> 住宅確保給付金給付：実績なし 国庫補助 3/4 ・対象者：離職等から2年以内かつ65歳未満で、就労能力及び意欲のある者の内、住宅を喪失又はそのおそれのある者 ・期 間：原則3ヶ月（一定条件の下、最大9ヶ月受給可能）を限度 ・給付額：世帯人数により限度額あり ・支援等：住宅確保・就労支援員による住宅及び就労の機会確保に向けた支援を行う。 ○生活困窮者自立支援法の必須事業の実施（相談支援、住居確保給付金） <ul style="list-style-type: none"> ・主任相談支援員 1名、相談支援員 2名で直営実施（兼務）
事業の成果・効果	<p>「第2のセーフティネット」としての生活困窮者自立支援事業を活用し、生活保護申請に至る前に自立及其他施策へのつなぎも含めた関係部局等との連携による対応ができています。</p> <p>不正受給の防止及び保護費の適正支出のため、定期的な資産調査や課税調査等を実施した。</p> <p>生活保護法等に基づき、被保護者に対して適正に保護費を支出した。</p> <p>※平成31年3月末時点での被保護者数 237世帯 304人 保護率 4.11%（国：16.6%、県：10.2%）</p> <p>平成30年3月末時点での被保護者数 259世帯 344人 保護率 4.63%（国：16.7%、県：10.4%）</p> <p>生活保護システムの改修により、平成30年施行の基準改正等に速やかに対応し、適正に業務を実施することができた。</p>

II：個別事業内訳

(単位：千円)

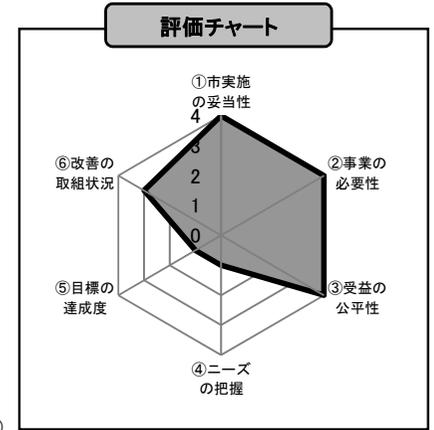
(総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	他市比較
生活保護総務事務	49,753	6,670	43,083	87%	3	3	3
生活困窮者自立支援	0	0	0	-	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	49,753	6,670	43,083	87%	3	3	3

III：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費	H29決算	H30決算	R1予算
	43,378	49,753	16,370
財源内訳			
国庫支出金	5,180	6,670	8,390
地方債	0	0	0
その他	0	0	0
一般財源	38,198	43,083	7,980
一般財源の割合	88%	87%	49%



IV：事業の評価 (4段階評価、PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	生活保護法第19条により市が実施しなければならない。生活困窮者自立支援法第3条により市が実施する責務を有するものである。
②事業の必要性	4	事業実施は市の責務であり、財政状況が悪化しても実施を免れることはできない。
③受益の公平性	4	すべての市民が対象となる。
④ニーズの把握	1	国の基準により扶助を行うものであり、受益者のニーズを把握すべき事業ではない。
⑤目標の達成度	1	国が国民に対して最低限度の生活を保障するものであり、目標を立てる事業ではない。
⑥改善の取組状況	3	生活保護法に基づき継続的に適正な業務を実施している。

V：業務の総点検 (PDCAサイクルのC-A)

平成30年度に見直しを実施した事項	医療扶助の適正化のためのレセプト点検業務と併せてレセプトの分析業務を行うこととした。 生活保護法及び基準等の改訂等に伴う生活保護システムの改修を遅滞なく行った。
令和元年度に見直しを実施している事項	令和3年1月から必須事業として施行される「被保護者健康管理支援事業」の実施に向けた導入準備を関係部局等と連携しながら進める。 マイナンバー情報連携の項目追加等国庫補助対象事業となる生活保護システムの改修を行う。
今後見直しを検討する事項	医療扶助適正化及び医療費抑制のための健康管理支援事業の効率的な運用を検討する必要がある。 生活困窮者自立支援事業の任意事業について、今後本市で実施可能な事業を検討し、事業の拡充を図る。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (平成30年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
増え続ける生活困窮者の相談に対する体制及びツールの整備ができていないため、対応に苦慮している。	生活困窮者自立支援事業の任意事業の中から、相談者のニーズや貧困の連鎖を食い止めることが期待できる事業を選定し、他部局等と連携しながら実施していく必要がある。
生活保護受給者の高齢化が進み、自立更正困難な世帯が多くなっているため、ケースワークの方法について検討が必要。	生活保護については、医療扶助適正化及び抑制のための国の施策と連携した事業実施や既存事業拡充についての検討が必要となる。

平成30年度決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	3	2	扶助費	236

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	生活保護等扶助
事業目的	<p>●日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする。</p> <p>●中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に該当する中国残留邦人に対して生活保護法の例により、支援給付を行う。</p>
事業内容	<p>●全体計画 国が定める保護の基準等に基づき被保護者への保護又は被支援者への支援給付を行う。</p> <p>●主な事業内容 被保護者等に対して法律にもとづく扶助費※の支給を行う。(国庫負担 3/4)</p> <p>※ 1.生活扶助：衣食等日常生活の需要を満たすために必要なものや移送費について支給 2.教育扶助：義務教育に伴って必要な学用品、給食費等に必要なものについて実費支給 3.住宅扶助：家賃や地代等及びその他住宅を維持する必要があるときに実費支給 4.医療扶助：けがや病気の治療や薬剤、治療材料、その他医療に必要なものを支給 5.介護扶助：要介護又は要支援と認定された者が利用した介護サービスについて支給 6.出産扶助：分娩の介助や分娩前後の処置等について支給 7.生業扶助：生業に必要な器具や資材、技能習得又は就労のために必要なものについて支給(平成17年度より高校就学費がこの扶助により支給) 8.葬祭扶助：検案、死体の運搬、火葬等葬祭に必要なものについて支給 9.中国残留邦人等支援給付：中国残留邦人等とその配偶者に生活・住宅・医療等の支援給付を実施 10.就労自立給付：就労による自立で生活保護が廃止された者に、収入認定された額の一部を支給 11.進学準備給付：大学等に進学する者に対して進学の際の新生活立上げの費用として支給(H30.6.8改正法施行、H30.1.1から適用)</p>
事業の成果・効果	<p>生活保護法等に基づき、被保護者に対して適正に保護費を支出した。</p> <p>※平成31年3月末時点での被保護者数 237世帯 304人 保護率 4.11‰(国：16.6‰、県：10.2‰) 平成30年3月末時点での被保護者数 259世帯 344人 保護率 4.63‰(国：16.7‰、県：10.4‰) 生活困窮者自立相談支援事業により新規開始ケースが前年度より11件減少。また、廃止ケースが前年度より17件増加。(うち死亡廃止6件増加) 平成30年度実績 新規面接相談件数：148件、開始件数：26世帯 36人、廃止件数：43世帯 64人</p>

II：個別事業内訳

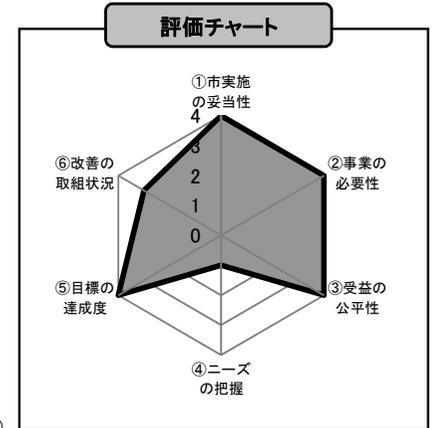
(単位：千円)

(総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	他市比較
生活保護等扶助	626,047	548,934	77,113	12%	4	4	1
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	626,047	548,934	77,113	12%	4	4	1

III：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費	H29決算	H30決算	R1予算	
		646,513	626,047	592,947
財源内訳	国庫支出金	541,305	538,917	467,466
	地方債	0	0	0
	その他	6,309	10,017	3,900
	一般財源	98,899	77,113	121,581
一般財源の割合	15%	12%	21%	



IV：事業の評価 (4段階評価、PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	生活保護法第19条により市が実施しなければならない。
②事業の必要性	4	事業実施は市の責務であり、財政状況が悪化しても実施を免れることはできない。
③受益の公平性	4	すべての市民が対象となる。
④ニーズの把握	1	国の基準により扶助を行うものであり、受益者のニーズを把握すべき事業ではない。
⑤目標の達成度	4	国が国民に対して最低限度の生活を保障するものであり、目標を立てる事業ではない。
⑥改善の取組状況	3	生活保護法に基づき実施されるものであり、毎年度県の監査を受け、適正に事業実施されている。

V：業務の総点検 (PDCAサイクルのC-A)

平成30年度に見直しを実施した事項	医療扶助適正化推進のため、レセプト点検業務と併せてレセプトの分析業務を行った。国における法改正及び基準等見直しに伴い、生活保護システムの改修業務を行った。
令和元年度に見直しを実施している事項	令和3年1月から必須事業として施行される「被保護者健康管理支援事業」の実施に向けた導入準備を関係課及び関係部局と連携しながら進める。令和元年10月1日の基準改正(平成30年法改正の段階的実施分)に対応し、適正な扶助費の支給を行う。
今後見直しを検討する事項	医療扶助適正化及び医療費抑制のための健康管理支援事業の効率的な運用を検討する。生活困窮者自立支援事業の任意事業について、今後本市で実施可能な事業を検討し、事業の充実を図る。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (平成30年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
単身高齢者や精神障害者等自立更生が不可能な受給者が増加しており、各分野の専門的知識が必要になってきている。また、複合的な要素が絡み複雑化しているケースが増え、現業員の負担となっている。	面接相談、各種調査、経理、医療など、ケースワーク以外の業務を行う職員を配置する。また、生活保護制度のみならず、各種福祉制度の概略、対応の在り方などの継承と人材育成ができるような人的体制及び環境整備を検討する。医療扶助適正化及び抑制のための国の施策と連携した事業実施や既存事業拡充についての検討を行う。

平成30年度決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	4	1	災害救助費	236

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	災害援護
事業目的	災害により被害を受けた市民や市民の遺族に見舞金又は弔慰金の支給するとともに、災害援護資金の貸付を行うことにより生活の再建を支援することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 災害等発生時に速やかに被災された方に給付を行うとともに、必要な貸付を行う。 災害弔慰金及び災害障害見舞金を適正に支給するために平成30年度より災害弔慰金等支給審査会を設置し、支給に係る審査基準並びに支給に係る審査を行う。 ●主な事業内容 ○見舞金の支給及び災害援護貸付の実施。 ・災害見舞金：実績なし ○自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活再建のための災害援護資金の貸付事業を行う。 ・災害貸付金：実績なし ○暴風雨等の自然災害で死亡又は障害を受けた市民に対して災害弔慰金又は災害障害見舞金を支給する。 ・災害弔慰金及び災害障害見舞金の適正支給のため災害弔慰金等支給審査会を開催 災害弔慰金等支給審査会委員報酬 7,200円×5人×1回＝ 36,000円
事業の成果・効果	災害に対する扶助費及び貸付金については、支給実績なし。 災害弔慰金等支給審査会を平成30年6月22日設置・開催し、支給に係る審査基準の策定を行うことができた。(愛知県の市町村で初の設置)

II：個別事業内訳

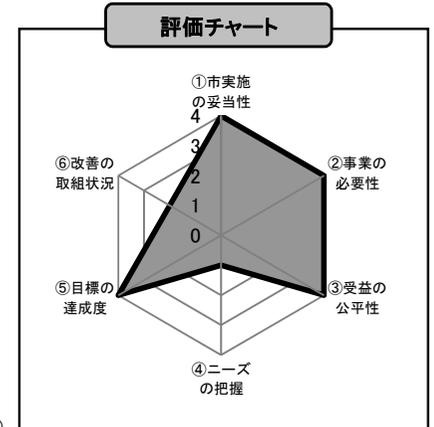
(単位：千円)

(総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	他市比較
災害援護	36	0	36	100%	2	2	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	36	0	36	100%	2	2	3

III：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費	H29決算	H30決算	R1予算
	-	36	6,686
財源内訳	国庫支出金	-	0
	地方債	-	0
	その他	-	0
	一般財源	-	36
一般財源の割合	-	100%	25%



IV：事業の評価 (4段階評価、PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	災害救助法第1条で「災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る」とされており、基礎自治体である市が担う役割は大きい。
②事業の必要性	4	災害発生の緊急事態への対応であるため、市が事業を実施するのは当然である。
③受益の公平性	4	被災した市民はすべて対象となる。
④ニーズの把握	1	本事業に限った市民ニーズの把握は福祉課では行っていない。
⑤目標の達成度	4	災害弔慰金等支給審査会を設置し、支給に係る審査基準の審議を実施し、基準の策定ができた。
⑥改善の取組状況	2	災害対応事業については、個別の事業ごとの評価ではなく、市の総合的な施策としての評価が必要である。

V：業務の総点検 (PDCAサイクルのC-A)

平成30年度に見直しを実施した事項	災害弔慰金及び災害障害見舞金の申請があった際に支給の可否を判断する機関として、災害弔慰金等支給審査会を設立した。また、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯に対し支給する被災者生活再建支援金支給要綱をH30.7.1から施行した。
令和元年度に見直しを実施している事項	保証人を立てない場合の災害援護資金に係る利率について、公的貸付金制度の中で最低の利率となる1.0%へ変更することによって、より利用しやすい制度とする。
今後見直しを検討する事項	実際に災害が起きたときの対策を検討する必要がある。 災害時における適正な事務遂行については、全庁的な対応の検討が必要である。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (平成30年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
実際に災害が起きたときに、防災部局等との連携をとりながら適正に事業を実施できるのかの検証ができていない。	この業務を実施するためには、「犬山市BCP」が適切に発動、実施されることが必要となる。